

| | |
|------------------|---|
| Title | 海外経済事情要報 |
| Sub Title | |
| Author | 堀江, 帰一 |
| Publisher | 三田学会 |
| Publication year | 1910 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.1 (1910. 1) ,p.77- 83 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 雑録 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100115-0077 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宜しからず。殊に一磅紙幣發行に就て反對を惹起したり。然れども此反對は敢て當を得たりと云ふ能はず。蘇格蘭並に亞米利加に於ては、是等小額面の紙幣は便利低廉なる通貨として使用せられ、大額面の紙幣よりも兌換の請求を生ずること少なし。唯一の缺點は偽造の危険なれども、ゴツシエン氏は其避け得べきことを斷言したり。或は千八百二十五年恐慌當時の記憶を追想して、此紙幣の發行に反對する者あらんか、是れゴツシエン氏方の案の紙幣と當時の紙幣と全く性質を異にするを認めざるの言なるのみ。英蘭銀行發行の紙幣と小賣商人の發行したる紙幣とを同一視するが如き理に於て許す可からざるなり。

千八百二十五年の恐慌の實例は英蘭銀行條例改正に反對する者に依て常に引用せらるれども、英蘭銀行理事者の一人が同一の態度に出でたるは頗る奇怪とせざる可からず。(註一)

(註一) Jackson To what extent has the position of the Bank of England changed in recent years in comparison with (a) similar insti-

utions, and (b) London Clearing bankers? p. 15

要するにゴツシエン氏の方案は法律として成立するを得ざりしと雖も、其實際に及ぼしたる効果に至ては、認む可き者なしとせず。現に英蘭銀行の正貨準備は千八百九十年二千八百八十二萬磅なりしに、千八百九十一年には二千四百三十七萬七千磅に、千八百九十二年には二千五百五十二萬四千磅に、千八百九十四年には三千四百四十一萬四千磅に、千八百九十五年には三千八百九十五萬一千磅に、千八百九十六年には最高額四千四百三十一萬九千磅に達したり。其後多少減少したりと雖も、尙ほ千九百二年には三千五百六十四萬磅を數へたり。固より之と同時期に於ける佛蘭西銀行並に獨逸帝國銀行の正貨準備を見るに、前者は一億百九十三萬二千磅を、後者は三千六百二十七萬三千を數ふと雖も、然も是等兩銀行は英蘭銀行よりも多額の紙幣を流通するものなることを記憶せざる可からず最近十年間英蘭銀行の紙幣流通高に對する正貨の割合は一倍二八なるに、佛蘭西銀行は五割

四分獨逸帝國銀行は五割六分に止まれり。故に此點に於て英蘭銀行の地位は獨佛兩銀行を凌駕するものと云ふを得べし。

海外經濟事情要報

堀江 歸一

一、英國議會解散と財政法執行手續

英國政府は千九百九年より千九百十年に至る年度の歳計上の必要に應ずる爲め、昨年開會の議會に増稅案を提出し、自動車税自動車用燃料税、酒精税、煙草税、酒販賣免許料、相續税、印紙税、所得税、地税の新課又は増徴に依て、千四百二十萬磅の收入を得るの案を立て、議院に提出したるに上院の否決する所と爲りたるは、讀者の知るが如し。上院が財政案を否決したるは、昨年十一月三十日にして、時恰も新會計年度に入りて、八箇月を経過したる際なり。本來英國歳入の四分の三は永久税の收入に係り其改廢せらるゝこと稀なると同時に、毎年議會の議決を經るの必要を存せず隨て新年度に入り、未だ財政法案の確定せざるに拘はらず、是等永久税の收入に依て豫定の財政計

畫を執行し、財政法案に定むる所は、年度内に於て其議決の確定したるの後に執行し、順次収入を收めて以て全體の計畫を進むるものなり。但し財政法案に對しては、其未だ兩院の議決を経ざる間に、假執行を爲すの便法あり。即ち財政法案が下院を通過するや、之を豫算決議と稱して即時に其執行に着手し財政法案が愈々上院をも通過して財政法と爲るや、其日付を豫算決議成立當時に遡らしめ、曩に假執行の下に行ひ來れる所をして法律上の効果を有せしめ、之に依て會計年度進行中に財政法の成立する爲めに生ずる不便を免かれしむるなり。

然らば昨年之の如く、財政法案が上院の否決する所と爲りて、全然成立せざりし場合には、如何して此間に處するやと云ふに此點に就ても亦一種の便宜法を存す。固より前記の手續に據り、千九百九年の財政法案は豫算決議として、既に實施せられ、納税者は種々の租税を賦課徴收せられたるものなるが、其一度び上院に於て否決せられたる後

に於ては政府は其執行を中止するも納税者の自由意思に依て、豫算決議に於て増徴を豫期したる税額を國庫に納付せしむることを得。首相アスキス氏は十二月二日下院に於て上院の態度を非難したる演説中に「新議會は成る可く速に之を召集し、既往前に將來に於て會計年度の要求に應せしむるに遺憾なきを期す可し。而して現内閣が依然政權を把持せんには、其第一の任務は財政法案に認められたる總ての租税を再課し、且つ既往の徴收を有効ならしむるに在り。故に斯く希望する世人は豫算に於て可決せられたる率の下に適當の税金を官廳に預託す可し。之に關する訓令は當該官廳より公布せらる可し」と明言したるが、果せるかな、其後幾多の布告は首相演説の趣意に依て、世間に公にせられたり。今試に海關稅並に物產稅事務局の發したる布告の要領を擧ぐれば左の如し。

四月一日以後下院を通過したる豫算決議に依て認められたる海關稅並に物產稅の徴收は自今施行せられざる可し。然れども豫算決議に於て認

められたる税金又は税金増徴額と同一額の擔保を爲すことなくして、貨物の取引を爲したる者は今後議會が豫算決議に指定せられたる税金は納税者に於て納付可きものなりと議決したる場合に、納税の義務を負ふものとす。尙ほ事務局は大藏省の許可を経、此納税者が今後の法律に依て税金の賦課せられざりし場合には、之を返戻する條件の下に、税金を預託するの舉に出でんことを望む。

右布告の趣意を平易に説明せんか、政府は今後總選舉を行ひ其終るを待て直に議會を召集し、再び財政法案を提出して、其議決を求め、今回こそ之を成立せしめ、而して其成立するや之に遡及的效果を與へ、既往に行はれたる取引にも課税を及ぼすこととするが故に、今日現に取引を爲す者は此遡及的效果に依て當然納付の義務を負ふ税金を豫想し、之を納付し置く可く、萬一法案の成立せざりし場合には、國庫に於て税金を返戻す可しと云ふものなり茲に掲げたるは海關稅物產稅に關す

るものなれども、他に相續稅所得稅其他に關しても同様の布告發布せられ、納税者も次の議會に財政法案の必す成立す可きことを見越し、是等布告の趣意に従て豫斷的増稅を納付しつゝあるが故に新議會開會後殆ど當該會計年度の終了せんとする際に財政法案の成立を見るも、必ずしも大に英國の財政を攪亂するに至らざるもの、如し「エコー・ミスト」が十二月一日發行の社説欄に於て、我國が實業社會の同意に依て、上院行動の影響を免かるゝは多謝す可き所なりと云へるは一理ありとす可し。

二 財政改革と關稅改革

英國上院が財政法案を否決するや、之に代る可きものは即ち關稅改革に外ならざることを公言し、在野黨は何れも此主張に賛成する爲め、今や英國は財政改革と關稅改革との得失に就て議論紛々たる者あり。思ふに今回總選舉の主題として争はる所も亦此一事に外ならざる可し。此際上院議員エヴァースレー卿は是等の改革が社會の各階

級に及ばず負擔を表示して、世間に發表したり。卿は自由黨に屬し、前期自由黨内閣に於て郵便事務長官、商務院長官たりしことあり。其立論自ら一方に偏するやも知る可からざれども、左に之を掲ぐ。

財政改革 關稅改革

- 1 農業労働者 一週間賃銀十六志 煙草の増價に依り 一週間一片の負擔増加
- 2 都會労働者 一週間賃銀二十志 同上 食料品の増價に依り一週間十二片の負擔増加
- 3 職工一週間賃銀三十志 煙草酒精の増價に依り 一週間一志六片の負擔増加
- 4 小商人、書記、其他 一年所得百六十磅以下の人 煙草酒精の増價に依り 一週間二片の負擔増加 食料品の増價に依り 所得一磅に付き五片の負擔増加
- 5 所得年額四百磅以下の商人、有職者 煙草酒精の増價に依り 三片の負擔増加 食料品の増價に依り 所得一磅に付き四片の負擔増加 但し十六歳以下の兒童一人に付き七志六片の所得稅控除あり
- 6 所得年額二千磅以下の商人有職者 煙草酒精の増價に依り 四片の負擔増加 食料品の増價に依り 所得の七分の一に對し 所得稅の増加なし兒童に對し所得稅の控除あり

- 7 土地以外の財産より年額五千磅の所得を得る人 所得稅の増加、一磅 食料品の増價に依り 所得の十分の一に對し 煙草酒精の増價に依り 負擔一週六片財產相續稅の増加
- 8 一年一萬磅の總小作料を得る地主 所得稅の増加一磅に付き二片 食料品の増價に依り 所得の十分の一に對し 煙草酒精の増價に依り 負擔一週六片 差引七百十二磅の利益
- 9 一年五千磅の土地以外の確定所得を得る人 所得稅の増加一磅に付き二片 所得の十分の一に對し 煙草酒精の増價に依り 負擔一週六片
- 10 一年總所得二萬磅純所得一萬磅の農業地所有者 第八號と同じ。外に一年所得七千磅を超過するときは一磅に付き六片の附加所得稅あり 所得一千磅に對し七片の負擔増加 所得七千五百磅の利益
- 11 一年一萬磅の所得を土地以外の確定財産より得る人 所得稅の増加一磅に付き二片 食料品の増價に依り 所得の十分の一に對し 煙草酒精の増價に依り 負擔一週六片

以上の表に就ては聊か首肯し難き所なきに非ずと雖も、大體に於て財政改革は労働者を始め少額の所得を得る者に負擔を及ぼすこと、少なく富裕なる社會の重き負擔を加ふるに反し、關稅改革は之と正反對の趨向に居ること明なり。

三 財政改革に代る可き關稅改革

然らば統一黨の政治家が彼等の所謂社會主義的財政改革に代つて、行はんとする關稅改革は如何なるものなるか。「バーミンガムポスト」は十二月八日の紙上に於て、今日の關稅改革は曩にチエンバーレン氏が發表したる改革の要目よりも、更に一步を進めたるものならざる可からず、然らずんば帝國の必要又は産業上の要求に應ずる能はずとし、大體の方針として左の七項目を擧げたり。

- 一、國定稅則を制定し原料品以外の總ての貨物を有稅品の列に入るゝこと。
- 二、稅率の平均は之を一割とし、其上下に適宜の稅率を定め結局三種の率を設くること。
- 三、原料品に限り其輸入を無稅とすること。
- 四、五分稅率は勞力の費さるゝこと少なき貨物に賦課すること。
- 五、一割稅率は既製品に近き貨物に賦課すること。
- 六、一割五分稅率は完製品に賦課すること。

七、特別の理由を存せざる限り、右の程度以外に稅目を動かさざること。

而して以上國定稅率の外に、殖民地產物に適用する特惠稅率を設くるは、關稅改革論の主眼とする所にして、此點に就て「バーミンガムポスト」の説明左の如し。

例を取て説明せんか、一の貨物にして一割稅率の下に課稅せらるゝとすれば、是れ商業上友誼的關係に居る外國に適用せらるゝ標準稅率に外ならず、外に例へば七分五厘と云ふが如き、低率を設けて殖民地產物に適用し、又一割二分五厘若しくは一割五分と云ふが如き高率を設けて、英國貨物に不法の取扱を爲す國の貨物に適用せざる可からず。

「スタンダード」は更に具體的に關稅改革の財政に及ぼす影響を推察し、左の如き輸入稅に依て、二千萬磅に近き收入を收むるを得ることを斷定したり。

殖民地穀物肉類に對する二分五厘稅 一、〇〇〇、〇〇〇
 外國製造品に對する一割稅 一〇、五〇〇、〇〇〇
 殖民地製造品に對する五分稅 七五〇、〇〇〇
 一九、七五〇、〇〇〇

但し此内より徵收費二十五萬磅并に輸入の減退に伴ふ収入の缺損二百二十五萬磅を差引き殘額千七百二十五萬磅の収入は優に國庫に收めらる可しとしたり。

斯の如くなれば、關稅改革亦容易の業と云ふ可し。然も之に依て能く財政改革に代つて、財政上の要求を充たし、兼ねて英國の繁榮を期するを得るや否や。之に對する英國國民の判斷は近く行はる可き總選舉の結果に依て、檢するを得べきか。

四 獨逸財政の困難

獨逸が近年公債政略に依て財政の急に應じ、其漸く不可能と爲るに及んで、財政改革なる美名の下に増稅を行ひ、辛うじて財政の危機を脱せんとしつつあるは、世人の知る所なるが、然も一方に公債政略の續行は財政上に不良の影響を及ぼし到

を以て、千九百三年九十二の價格を以て發行せられたる三分利付公債の時價は昨今八十五、二を唱ふるに至れり。今千八百九十三年以後公債の時價を表示すれば、左の如し。

| | | |
|------|-------|------|
| 四分利付 | 三分半利付 | 三分利付 |
| 一八九三 | 一〇六、八 | 八六、一 |
| 一八九八 | 一〇一、六 | 九四、三 |
| 一九〇三 | 一〇二、二 | 八一、八 |
| 一九〇八 | 一〇二、七 | 八五、七 |
| 一九〇九 | 一〇二、四 | 八五、二 |

而して一方に三分半利付柏林市債の時價を見るに、千八百九十八年百一、五。千九百三年百、三。千九百八年九十三、八。千九百九年九十五、三にして、獨逸帝國公債よりも、市債の方一分だけ時價の高位に居を知る可し。斯る状態に居るに拘はらず、今後豫算の施行に伴て發行せらる可き公債の高は六億七千三百七十萬馬克に上るに於ては、獨逸財政は容易に其難境を脱出する能はざるものと云ふ可し。

底收拾す可からざるものあるが如し。最近帝國政府の發表したる報告に據れば公債の現存高(昨年十月一日現在)は左の如し。

| | |
|----------|---------------|
| 四分利付公債 | 四一〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 三分半利付公債 | 二、〇二〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 三分利付公債 | 一、七八三、五〇〇、〇〇〇 |
| 四分利付國庫債券 | 三四〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 合計 | 四、五五三、五〇〇、〇〇〇 |

固より獨逸公債の時價が近年下落の傾を呈せるは、最近十五年間に於ける世界金利歩合の騰貴に由るものある可しと雖も、尙ほ公債政略の續行に依る公債現在高の増加に基く所少なしとする能はず、獨逸は千八百九十七年當時の四分利付公債を三分半利付に借換ふるを得たるが、何ぞ計らん、千九百八年四月并に千九百九年五月の兩度に再び四分利付公債を發行するの已むを得ざるに至らんとは、千八百九十年獨逸が三分半利付の公債を發行するや、實に百二、半の價格を以てしたるに、昨年五月同利率の公債を發行するに當ては、九十五、六の價格を以てし、又千八百九十年八十七の價格

印度の統治に關する英米論客間の論争

小倉 和 市

強大なる國家が弱小なる國家を併合して之に統治權を及ぼすに當りてや、往々第三國の嫉妬猜疑を招き併合國が誠心誠意併合地の進歩發達を企圖するにも拘らず意外の邊に不慮の誤解を生じ何等の根據なき批難攻撃を受くること史上其例に乏しからず。彼の英國の印度統治問題の如きは蓋し其最も著しきものなり。印度に於ける此大問題に關しオーソリティーと稱せらる、シドニーブルックス氏は近頃一大論文を北米評論に寄せて同問題に關する英米論客間の論争を公けにせり。其所説は韓國統治の大問題を眼前に控ふる我國民に取りて再讀の價なしとせず。故に予は左に之を譯述せんとす。

英國の印度統治に關する問題は最近一兩年間世界の耳目を聳動せる所にして、此問題に關して米國